

伊佐市楠本川渓流自然公園指定管理者管理業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、楠本川渓流自然公園の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設管理者が行う管理の基準

(1) 管理運営の基本的指針

- ① 条例等を遵守し、施設の設置目的を達成すること。
- ② 特定の個人又は団体に対して、有利又は不利になるような取扱いをしないこと。
- ③ 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- ④ 利用者の意見、要望を管理運営の遂行に反映し、サービスの向上を図ること。
- ⑤ 自主事業計画の実施に努め、施設の利用促進を図ること。

(2) 関係法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、次の関係法令を遵守すること。

- ① 地方自治法
- ② 地方自治法施行令
- ③ 伊佐市楠本川渓流自然公園の設置及び管理に関する条例
- ④ 伊佐市楠本川渓流自然公園の設置及び管理に関する条例施行規則
- ⑤ その他関係法令

(3) 利用時間等

- ① 開園時間は、次のとおりとする。

| | |
|------------|--|
| 管理棟の研修室 | 午前 9 時から午後 10 時まで |
| 管理棟の厨房及び食堂 | 午前 9 時から午後 10 時まで |
| 管理棟の浴場 | 午後 5 時から午後 9 時まで |
| コテージ | 午後 3 時から翌日の午前 10 時まで(2泊以上の場合は、宿泊と宿泊の間の午前 10 時から午後 3 時までを含む。) |
| テントサイト | |

- ② 休園日は 12 月 31 日から翌年 1 月 4 日までとする。

- ③ 市長が認めるときは、開園日及び開園時間を変更することができるものとする。

3 指定管理者が行う業務

(1) 楠本川渓流自然公園の利用の許可及び利用の許可の取消しに関する業務

(2) 楠本川渓流自然公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 楠本川渓流自然公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理運営業務にかかる経費に関する事項

市は、毎年度の予算の範囲内において、施設の管理運営に必要な経費を指定管理者

に指定管理料（委託料）として支払うものとするが、欠損が生じた場合においても、市からの補填はしないものとする。ただし、天災等指定管理者の責めに帰さない場合は、この限りではない。

5 会計処理

管理運営に関する収支は、事業者の他の会計と区分して会計処理するものとする。

6 業務の一括委託の禁止

管理運営業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合は、この限りではない。

7 個人情報の取り扱い

楠本川渓流自然公園管理運営業務について知り得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律、伊佐市個人情報保護条例に基づき、適切に保護されるよう配慮しなければならない。指定期間が終了した後も同様とする。

8 文書の取り扱い

指定管理者が業務に伴い作成、又は受領した文書については、伊佐市文書規程に準じて適正に管理・保管しなければならない。

9 情報公開の取り扱い

- (1) 楠本川渓流自然公園の管理運営に関する業務については、情報公開に努めなければならない。
- (2) 市から楠本川渓流自然公園の管理運営業務に関する文書等の提出等の要求があった場合はこれに応じなければならない。
- (3) 指定管理者が提出した事業計画書、事業報告書等については、市が保有した時点で、情報公開対象文書となる。

10 業務報告及び事業報告書の提出

- (1) 每月終了後、10日以内に楠本川渓流自然公園の利用者数、その他必要な報告事項等に係る報告書を提出するものとする。
- (2) 每年度終了後、30日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出するものとする。
 - ① 管理運営業務の実施状況
 - ② 利用状況及び苦情等の件数とその理由
 - ③ 管理運営費の収支状況（収支決算書等）
 - ④ その他市長が必要と認めるもの
- (3) 管理運営の遂行に当たって、事故又はトラブル等が発生した場合には、速やかに市に報告するものとする。
- (4) 市は、指定管理者に対して、管理運営の適正を期するため、管理運営業務及び経

理の状況に関し、定期的又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、必要な指示をすることができる。

1.1 事業計画書及び収支予算書

毎年度3月末までに次年度の事業計画書及び事業予算書を作成し、提出するものとする。

1.2 リスク分担

別表のとおりとする。ただし、別表に定める事項に疑義が生じた場合、又は別表に定めのない事項については、指定管理者の責任とすることを基本とし、市と指定管理者が協議のうえ決定するものとする。

1.3 協議事項

楠本川渓流自然公園の管理運営に伴う施設の改善や設備投資を行う場合等にあっては、事前に市と協議するものとする。

1.4 損害賠償に関する事項

指定管理者は、楠本川渓流自然公園の管理業務の履行に当たり、指定管理者の責めに帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

1.5 原状回復及び事務引継ぎに関する事項

施設管理運営の指定期間が満了するとき、又は指定が取り消されたときは、指定期日までに現状回復し市または次期指定管理者が円滑にかつ、支障なく施設の管理業務を遂行できるように、管理運営業務に係る諸帳簿、書類等を引き渡し、引継ぎを行わなければならない。

なお、原状回復及び引継ぎに要する費用は、すべて指定管理者の負担とする。

1.6 指定管理者が行う事前準備

指定管理者は、管理運営業務の開始前に次の事前準備を行うものとし、その費用はすべて指定管理者の負担とする。

(1) 管理運営業務従事者の確保

労働基準法の基準内において従事者の配置を行うこと。

(2) 職員研修の実施

管理運営業務に係る研修や実習を行い、業務の効率的な実施を図ること。

(3) その他

施設の管理運営業務に必要な各種申請様式等の作成

(別表)

リスクリスク分担表

| 種類 | 内 容 | 負担者 | |
|-----------------|--|---------|-------|
| | | 市 | 指定管理者 |
| 物価変動 | 人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 法令の変更 | 施設の管理運営に影響がある法令の変更 | ○ | |
| | 指定管理者に影響がある法令の変更 | | ○ |
| 地域住民、施設利用者等への対応 | 施設の管理運営に関する地域住民、施設利用者等の要望等への対応 | | ○ |
| | 地域との協調 | | ○ |
| | 上記以外 | ○ | |
| 行政執行上の理由による事業変更 | 行政執行上の理由により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更が必要となった場合における当該事情による経費の負担 | ○ | |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災等で市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴う施設、設備等の大規模な修復に要する経費及び事業の履行不能 | ○ | |
| | 上記に伴う施設、設備等の被害調査、報告、軽微な復旧 | | ○ |
| 施設、設備等の損傷 | 施設の大規模修繕、増改築 | ○ | |
| | 施設等の修繕、窓ガラス入替 給排水施設の補修等 | 1件5万円以上 | ○ |
| | | 1件5万円未満 | ○ |
| | 施設に付帯する土木工事 | 1件5万円以上 | ○ |
| | | 1件5万円未満 | ○ |
| | 器具修繕、備品等の修理、購入（指定管理者の所有に係るものは除く） | 1件5万円以上 | ○ |
| | | 1件5万円未満 | ○ |
| 資料等の損傷 | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの） | | ○ |
| | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外） | ○ | |
| | | | |
| 第三者への賠償 | 施設の管理者としての注意義務を怠ったことによるもの | | ○ |
| | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの） | | ○ |
| | 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外） | ○ | |
| 管理運営計画の不備 | 施設の管理者が定める管理運営計画の不備（入場者数見積りの誤り等）等に伴う経費の増 | | ○ |
| | 上記以外の理由により損害を与えた場合 | ○ | |
| 安全保障 | 警備不備等による情報漏洩又は犯罪発生 | | ○ |
| 事業終了時の費用 | 指定管理業務の期間終了又は期間途中での業務廃止における事業者の撤去費用 | | ○ |